

(仮称) 長野市犯罪被害者等支援条例骨子案

1 制定の背景

犯罪被害はある日、突然、本人の意思とは無関係に起こります。犯罪被害者やその家族の多くは、犯罪そのものによる直接的な被害をはじめ、事件後の精神的ショック、経済的な困窮、周囲の人々の心無いうわさ、さらには SNS 等における誹謗中傷等のいわゆる二次被害を受けて苦しむことがあります。

こうした中、国では犯罪被害者等に対する支援を目的として、平成 16 年に「犯罪被害者等基本法」を制定し、地方公共団体の責務として、「犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記されています。

県内では、近年、身近で凶悪な犯罪を受けることを想定し、条例を制定する動きが広まってきています。

このようなことから、本市としても犯罪被害者等に対する支援策を講じるため、「(仮称) 長野市犯罪被害者等支援条例」を制定するものです。

2 制定の目的

- (1) 犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにします。
- (2) 犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めます。
- (3) 犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減、犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図ります。
- (4) 市民が安心して暮らすことができるまちの実現に寄与します。

3 定義

(1) 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

(2) 犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族

(3) 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組

(4) 市民等

市内に住所を有する者、市内に居住する者、市内に勤務する者、市内に在学する者又は市内において活動を行う者

(5) 事業者

市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体

(6) 二次被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害

4 基本理念

- (1) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人の尊厳を尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- (2) 犯罪被害者等支援は、被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に行われること。
- (3) 犯罪被害者等支援は、安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公平に行われ、かつ途切れることなく提供されること。
- (4) 犯罪被害者等支援は、国、県、市、関係機関等による相互の連携及び協力により行われること。

5 市の責務

基本理念にのっとり、国、県、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を実施する。

6 市民等及び事業者の役割

基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。

7 基本的施策

(1) 相談及び情報の提供

市は、犯罪被害者等が受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援を行う。

(2) 日常生活の支援

市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活を安心して営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行う。

(3) 居住の安定

市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は二次被害を防止するため、市営住宅への入居における特別な配慮、一時的な利用のための住居の提供その他必要な支援を行う。

(4) 経済的負担の軽減

市は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し見舞金の給付を努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供や支援を行う。

(5) 市民等及び事業者の理解の増進

市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について、市民等及び事業者の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう広報及び啓発の実施に努める。